

第1章 総 則

(目的)

第1条 この指針は、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（以下「建築安全条例」という。）及び同施行規則（以下「建築安全条例規則」という。）に基づき、神戸市長、消防長、建築主及び設計者が、関係法令の遵守に加え、より安全性の高い建築物を目指して協議し、防災計画を作成、届け出るために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この指針における用語の意義は建築安全条例第2条によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 告示

建築基準法に基づく国土交通省告示をいう。

(2) 火災予防条例

神戸市火災予防条例をいう。

(3) 火災予防規則

神戸市火災予防規則をいう。

(4) 防災計画書

建築安全条例規則第3条に定める防災計画の内容を記載した図書及び添付する図書を合わせたものをいう。

(5) 防災計画書初版

防災担当課との事前協議のために作成される防災計画書をいう。

(6) 防災計画書訂正版

防災担当課との事前協議が終了した後に作成される防災計画書をいう。

(7) 防災計画書最終版

防災担当課が防災計画書訂正版の内容を確認した後に作成される防災計画書をいう。

(8) 防災協議

防災計画書初版の提出から防災計画書最終版の提出までに行う協議で、建築安全条例第10条第3項に定める協議をいう。

(9) 事前協議

防災計画書初版に基づき建築主と防災担当課が行う協議をいう。

(10) 防災協議会

事前協議のために市長が開催し、建築主、設計者及び防災担当課が出席する会議をいう。

(11) 防災担当課

防災計画の策定に際し、市長及び消防長に代わって協議を行う部署であり、建築住宅局建築指導部建築安全課、消防局予防部査察課、消防局予防部危険物保安課及び消防局所轄消防署を指す。

第2章 届け出及び協議

(防災計画の届け出の受理)

第3条 建築主が、市長に防災計画書最終版を提出することにより防災協議が終了し、市長は、防災計画書の届け出を受理する。

(防災計画の変更)

第4条 建築主が届け出した防災計画書の内容を変更する場合は、事前に防災担当課と協議し、防災担当課が必要とする場合は、市長に変更の届け出をすること。

2 変更の届け出の処理は、この指針に準じて行う。

(防災協議に必要な期間)

第5条 防災協議に必要なとなる標準的な期間は次の各号の通りとする。ただし、期間には神戸市の休日を定める条例に掲げる本市の休日及び防災計画書補正期間を含まない。

(1) 防災計画書初版の受付から事前協議の終了までに必要な期間

ア 防災協議会を行う場合 25日間

イ 防災協議会を行わない場合 20日間

(2) 防災計画書訂正版の受付から内容確認の終了までに必要な期間 15日間

(防災協議の開始)

第6条 建築主は、防災協議を始めるに当たり、市長に防災協議届出書（様式1）1部及び防災計画書初版4部を提出すること。

2 建築主が、代理者によって届け出を行う場合は、委任状1部を添付すること。

(防災協議会等)

第7条 事前協議は、防災協議会又は建築主と防災担当課との協議により行う。

2 市長は、届け出の対象となる建築物が、建築安全条例第10条第1項第2号に該当する建築物のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、防災協議会を行なわないことができる。ただし、非常用エレベーターを設置する建築物を除く。

(1) 高さが31mを超える部分を共同住宅（消防法施行令別表第1(5)項ロに掲げるものに限る。）の用途に供する建築物

(2) 事務所の用途に供する建築物で、当該建築物の地上2階以上で床面積が最大となる階の床面積が500㎡以下であり、かつ、1以上の屋外避難階段を設置したもの

(防災協議の終了)

第8条 建築主は、事前協議終了後、市長に防災計画書訂正版を提出し、防災担当課の確認を受けること。

2 建築主は、前項の確認終了後、市長に防災計画書最終版を提出すること。

- 3 市長は、防災計画書最終版を受理したときは、建築主に防災計画書受理通知書（様式2）を交付する。

（指定性能評価機関等による評定等）

第9条 建築主が、指定性能評価機関等で防災計画の評定等を受ける場合は、この指針の定めにより市長に防災計画書訂正版を提出し、防災担当課の確認を受けた後とすること。

- 2 建築主は、市長に前項の評定等が終了した防災計画を提出し、防災担当課の確認を受けること。なお、市長は、建築主に前記の防災計画を返却する。
- 3 その他の規定にあつては、前条第2項及び第3項によること。

第3章 防災計画書の作成

（関係法令等）

第10条 防災計画書の作成に当たっては、この指針及び次の各号に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 建築基準法第6条第1項で定める建築基準関係規定
- (2) 建築安全条例及び建築安全条例規則
- (3) 火災予防条例及び火災予防規則
- (4) 神戸市確認審査基準
- (5) 神戸市消防用設備等技術基準（以下「技術基準」という。）

（防災計画書の記載内容）

第11条 防災計画書の記載内容は、次の各号の通りとすること。

- (1) 建築物の概要
建築概要、付近見取図、建築計画概要、設備計画概要及び建築設備概要書（様式3）
- (2) 防災計画の基本方針
防災計画上の特徴、敷地と道路、避難階の位置、防火区画、防煙区画、内装計画、安全区画、避難計画、防災設備の計画概要、防災設備システム及び防災設備機器一覧表（様式4）
- (3) 火災の発見、通報及び避難誘導
自動火災報知設備、非常電話、消防機関へ通報する火災報知設備、非常放送設備、非常用の照明装置及び誘導灯
- (4) 避難計算
避難計算の概要及び避難計算
- (5) 排煙及び消防活動
排煙設備の概要、排煙系統説明図、排煙口位置図、非常用進入口位置図、非常用エレベーター、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等、その他各種消防用設備等、屋上緊急離着陸場等及び防火水槽等
- (6) 管理及び運営

防災センター（中央管理室）、各設備の作動順序、維持管理の形態及び方法

(7) 建築安全条例規則に定める図書

付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図

(8) 防災計画の内容を補足するために必要な資料

(9) 議事録（様式5）

(10) 変更内容一覧表（様式6）（ただし、変更の届け出をする場合に限る。）

第4章 避難計画等

（安全区画）

第12条 避難の用に供する通路、廊下等は、安全区画とすること。

2 安全区画は、次の各号に定める構造とすること。

- (1) 安全区画と居室及び室は、床から上階の床まで達する不燃材料で造られた間仕切り（以下「不燃間仕切り」という。）で区画すること。不燃間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造ること。また、壁及び天井の仕上げは不燃材料とすること。
- (2) 安全区画に面する居室、室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で作られた扉及び窓（以下「不燃扉等」という。）を設置すること。
- (3) 自然排煙設備又は機械排煙設備を設置すること。

（避難計算）

第13条 居室避難時間、廊下避難時間及び階避難時間が許容時間以内であること並びに廊下及び附室の計画面積が必要面積以上であることを確認すること。

2 前項に関して、この章で定める以外の事項は、「新・建築防災計画指針 第1版」〔（一財）日本建築センター発行〕（以下「建築センター指針」という。）の第5章5－4避難計算によること。

（避難計算の対象とする階）

第14条 避難計算の対象とする階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次項に該当する階を除く。

- (1) 用途、床面積及び平面計画がいずれも同じ階（以下「基準階」という。）のうち避難対象人数の最大の階。
- (2) 用途、床面積又は平面計画のいずれかが異なる階（以下「特殊階」という。）の全ての階。ただし、特殊階の1の階の避難計算を行った結果、それ以外の階で明らかに避難上有利になる階がある場合は、当該階の避難計算を省略することができる。
- (3) 避難階。ただし、床面積が100㎡を超えかつ人口密度が0.5人/㎡を超える居室が有る場合に限る。

2 階避難計算を省略することができる階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 共同住宅の住戸又はホテルの客室のみを有する階で、床面積が500㎡以下の階又はス

プリンクラー設備が設置されている階。ただし、高齢者など避難に支障のある者が利用する階は除く。

- (2) 病院、診療所、児童福祉施設等の用途に供し、次のア、イ及びウに定める構造とした階。

ア スプリンクラー設備が設置されていること。

イ 当該階の平面が、準耐火構造の床又は壁及び建築基準法施行令第112条第19項第1号に定める特定防火設備により避難上有効に2以上の部分に区画されていること。

ウ イにより区画された各部分から、出火部分を通過することなく安全に階段まで到達できること。

(避難対象人数等)

第15条 避難対象人数は、建築センター指針の定めによること。

2 歩行速度は、次の各号によること。

(1) 建築センター指針の定めによること。

(2) 共同住宅にあつては、1.0m/secとすること。ただし、高齢者など避難に支障のある者が利用する階は、0.5m/secとすること。

(避難計算の結果)

第16条 避難計算を行った結果、居室避難時間、廊下避難時間及び階避難時間が許容時間以内にならない場合並びに廊下及び附室の計画面積が必要面積以上にならない場合は、次の各号のいずれかとすること。

(1) 許容時間以内及び必要面積以上となるよう平面計画及び避難計画の見直しをすること。

(2) 当該階を第14条第2項第2号に定める構造の階とすること。

(堅穴区画)

第17条 エスカレーターの部分及び吹き抜けの部分は、建築基準法施行令第112条第11項に定める区画を行うとともに、それらの部分に面する開口部の上部には固定式の防煙たれ壁（高さ30cm以上）を設置すること。

第5章 消防用設備等

(消防用設備等及びその他の設備)

第18条 スプリンクラー設備は次の各号に基づき設置を計画すること。

(1) 消防法施行規則第13条（第3項を除く。）の規定に係わらず設置すること。

(2) 高さ100mを超える建築物には、全ての階に設置すること。

(3) 制御弁等は、弁類監視付のものとすること。

2 不活性ガス消火設備は、二酸化炭素を放射するもの以外のものの設置を計画すること。

3 非常用エレベーターは、次の各号に基づき設置を計画すること。

(1) 消防活動の拠点となる防災センターに近接した場所に設置すること。

- (2) 避難階（地階がある場合に限る。）にも乗降ロビーを設置すること。
- (3) 避難階の非常用エレベーターから屋外までの経路は、他の用途の居室を経由しないこと。
- (4) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等（建築基準法施行令第115条の3第1号に規定するもの。ただし、通所のための施設を除く。）に設置する非常用エレベーターのかごの奥行きは、2 m以上またはトランク付きの構造とすること。ただし、非常用エレベーター以外で建築安全条例第47条に定める呼び戻し装置を備え、同様の構造となっているエレベーターが1基以上ある場合は除く。

4 共同住宅において、消防隊の進入経路のうち、管理上施錠が必要な共用部分の扉は、自動火災報知設備と連動して解錠できる構造とすること。

（防災センター等）

第19条 防災センター等の面積は、次の各号のいずれかに基づくこと。

- (1) 消防法施行規則第12条第1項第8号イ及びロに掲げる建築物にあっては、40㎡以上とすること。ただし、集中監視すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備の受信機で当該建築物の火災の発生状況を十分把握できる場合は除く。
- (2) 消防法施行規則第12条第1項第8号ハに掲げる建築物にあっては、20㎡以上とすること。

（屋上緊急離着陸場）

第20条 建築物の軒の高さが100mを超える対象物等（消防法施行令別表第1(5)項ロに掲げるものを除く。）については、屋上緊急離着陸場を技術基準に基づき、設置すること。その他の建築物については、技術基準による。

（二方向避難）

第21条 火災予防条例第49条第2項に定める二方向避難におけるバルコニーの幅員は、車椅子利用者等の避難を考慮し、原則として80 cm以上とすること。

2 消防法施行令別表第1(6)項に掲げる建築物及び60mを超える高層建築物の二方向避難（バルコニーを経由した避難経路を確保した場合に限る。）については、居室等を経由することなく、バルコニーから直接、階段室（附室）に到達できるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この指針は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この指針の施行前に防災計画書初版を受付し防災協議を開始している場合は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、令和8年8月1日から施行する。